

桶川市施設型給付費等及び施設等利用費の支払に関する要綱

(平成 28 年 1 月 27 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に規定する施設型給付費等（法第 27 条に規定する施設型給付費、第 28 条に規定する特例施設型給付費、第 29 条に規定する地域型保育給付費及び第 30 条に規定する特例地域型保育給付費をいう。以下同じ。）及び施設等利用費（法第 30 条の 11 に規定する施設等利用費をいう。以下同じ。）の支払に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。次条において「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法、令及び府令で使用する用語の例による。

(特定教育・保育施設等に係る施設型給付費等の請求及び支払)

第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）の長は、施設型給付費等を原則として請求に係る月の 5 日までに、子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書（様式第 1 号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に当たり、特定教育・保育施設等の長から児童の利用契約書の写し、職員の履歴書、資格証の写し等、必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、第 1 項により請求された金額に変更が生じた場合には、様式第 2 号及び様式第 3 号により精算するものとする。

4 市長は、前 3 項の規定により提出された書類を、法第 27 条第 7 項（地

域型保育給付費にあっては法第29条第7項)の規定に基づく基準に照らして審査した上で、速やかに施設型給付費等を支払うものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の請求及び支払)

第4条 特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。)の長は、施設等利用費を原則として請求に係る月の5日までに、施設等利用費請求書(未移行幼稚園等用)(様式第4号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に当たり、特定子ども・子育て支援施設等の長から必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、前2項の規定により提出された書類を、府令第28条の19の規定に照らして審査した上で、速やかに施設等利用費を支払うものとする。

(市外施設への支払)

第5条 市外の特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援施設等の各施設(この条において「各施設」という。)から市内に居住する児童の施設型給付費等又は施設等利用費について協議があった場合における請求及び支払の手続は、市内の各施設と同様とする。

(施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の請求及び支払)

第6条 施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。)は、施設等利用費を施設等利用費請求書(預かり保育事業等用)(様式第5号)又は施設等利用費請求書(認可外保育施設等用)(様式第6号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を、府令第28条の19の規定に照らして審査した上で、施設等利用費を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和２年１月２８日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。

子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書

年 月分の子ども・子育て支援教育・保育給付費を以下のとおり請求します。

年 月 日

桶川市長

設置者住所

設置者名

事業所住所

事業所名

請求者名



1 請求金額 円

2 振込先口座

フリガナ				
口座名義人				
振込先 金融機関 (コード番号)	銀行 金庫 組合		支店	
	金融機関 コード番号		支店 コード番号	
預金種目	1 普通	2 当座	口座番号	

3 添付書類

- (1) 明細書
- (2) 在籍園児一覧
- (3) その他必要な書類

子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求・精算書

年 月 ～ 年 月分の子ども・子育て支援教育・保育給付費を
以下のとおり請求・精算します。

年 月 日

桶 川 市 長

設置者住所

設置者名

事業所住所

事業所名

請求者名

㊞

1 請求・精算金額 円

子ども・子育て支援教育・保育給付費	備考
受領分 円	
確定額 円	
請求額 円	

2 振込先口座

フリガナ				
口座名義人				
振込先 金融機関 (コード番号)	銀行 金庫 組合		支店	
	金融機関 コード番号		支店 コード番号	
預金種目	1 普通	2 当座	口座番号	

3 添付書類

(1) 明細書

(2) 精算額内訳表

精算額内訳表

	受領分	確定額	差引額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

請求日 年 月 日

桶川市長

施設等利用費請求書（未移行幼稚園等用）

私立幼稚園（新制度移行園除く。）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部が
施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【 年度 月分 】

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、桶川市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を以下のとおり申請します。

なお、施設等利用費の審査及び支払に当たり、次の事項に同意します。

- 1 実際の利用状況等について桶川市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
- 2 利用料の請求・支払状況を桶川市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
- 3 桶川市の要請・質問等に対応すること。

1 特定子ども・子育て支援提供者（請求者）

フリガナ		請求者の 所属団体	
特定子ども・子育て 支援提供者氏名 (請求者)	印	請求者の 役職名等	

2 特定子ども・子育て支援施設・事業所

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の名称			電話：
フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の 運営団体名			電話：

3 施設等利用費請求金額

請求金額		円
内訳	年度 月分	請求金額 円
	精算分 月分	請求金額 円

4 振込先（※1）

金融機関名	預金種目	
銀行	口座番号	
信用金庫	口座名義（カタカナ）	
農業協同組合		

※1 振込先は請求者名義の口座を記入してください。

（添付書類）

- 1 請求額の内訳がわかるもの及び提供証明書

請求日 年 月 日

桶川市長

施設等利用費請求書（預かり保育事業等用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業等の施設等利用費

【 年度 月分 ～ 月分 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について次のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と認定子どもが、桶川市内に居住していることを桶川市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを桶川市が対象施設に確認すること。
- 3 利用料の支払状況を桶川市が対象施設に確認すること。
- 4 課税状況を桶川市が確認すること。

請求額合計	円
-------	---

1 施設等利用給付認定代表保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏 名	⑨		現住所	〒	電話：	

2 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

施設等利用給付認定の種別		認 定 番 号	
生 年 月 日	年 月 日	フリガナ	
年度 月から 月までの間の住所		氏 名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で、転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校

フリガナ		所 在 地	〒
施 設 名 称		(市外の場合のみ記入)	電話：
年度 月から 月までの間の在籍状況		☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年 月 日	

4 償還払の振込先(※1)

区分									
☐ 継続									
☐ 新規									
☐ 変更									
 新規・変更 の場合は右 欄に記入	金融機関名	預 金 種 目							
	銀行・信用金庫	本店	口 座 番 号						
	農業協同組合	支店	口座名義(カタカナ)						

※1 振込先は請求者名義の口座を記入してください。

5 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合は記入(※2)

①	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
②	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が200日未満の場合のみです。
上記に該当する場合のみ、記入してください。（在籍園が上記に該当するかは、在籍園に確認してください。）

6 施設等利用費の償還払請求額

利用年月 ※3	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額 (d) ※4 ※6	対象額合計 c + d (e)	給付上限額 (f) ※7	請求額 eとfの低い方 ※8
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	算定基本額(b) (450×利用日数) ※5	aとbの低い方 (c) ※5				
年 月	円		円	円	円	円	円	円
年 月	円		円	円	円	円	円	円
年 月	円		円	円	円	円	円	円
						請求額合計	円	

※3 施設等利用費の給付額は月ごとに算出し、原則、四半期毎（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）に支払います。

※4 「施設に支払った金額（a）」及び「認可外保育施設等に支払った金額（d）」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の支払状況が確認できる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※5 預かり保育事業は、月ごとに「450円（日額単価）×利用日数」を算定基本額とし、「施設に支払った金額（a）」と「算定基本額（b）」を比較し、低い方の金額を「預かり保育事業の給付対象額（c）」とします。

※6 「認可外保育施設等に支払った金額（d）」は、※2のとおり、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が200日未満の場合のみ記入が可能です。

※7 給付上限額は、法第30条の4の認定種別（施設等利用給付認定種別）が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。

※8 「対象額合計（e）」と「給付上限額（f）」の低い方が請求額となります。

請求日 年 月 日

桶川市長

施設等利用費請求書（認可外保育施設等用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年度 月分 ～ 月分 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と認定子どもが、桶川市内に居住していることを桶川市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを桶川市が対象施設に確認すること。
- 3 利用料の支払状況を桶川市が対象施設に確認すること。
- 4 課税状況を桶川市が確認すること。

請求額合計 (裏面のfを転記)	円
--------------------	---

1 施設等利用給付認定代表保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄		生年月日	年 月 日
氏 名	印			現住所	〒 電話：

2 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

施設等利用給付認定の種別		認 定 番 号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年度 月から 月までの間の住所		氏 名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で、転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日	

3 償還払の振込先(※1)

区分			
☐ 継続			
☐ 新規			
☐ 変更			
 新規・変更 の場合は右 欄に記入	金融機関名	預 金 種 目	
	銀行・信用金庫 本店	口 座 番 号	
	農業協同組合 支店	口座名義(カタカナ)	

※1 振込先は請求者名義の口座を記入してください。

4 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
②	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。（10円未満の端数がある場合は、切捨て）

5 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料） (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方の金額)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
				請求額合計(f)	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を全て添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（10円未満の端数がある場合は、切捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、若しくは市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合の限度額
37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合の限度額
37,000(42,000)円× 認定日からの日数÷その月の日数